

総務常任委員会会議録

令和3年6月2日

寒 川 町 議 会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長

茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、
天利委員

説明者 戸村町民部長、徳江町民窓口課長、執行主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第27号 寒川町印鑑条例の一部改正について

午前10時15分 開会

【黒沢委員長】 それでは、皆様、改めまして、こんにちは。本会議の休憩中ではございますけれども、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の総務常任委員会の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしく願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議の中でも提案説明がございましたけれども、再度内容を説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 異議がないものと思います。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第27号 寒川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 改めまして、こんにちは。本日は本会議中、総務常任委員会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議案第27号 寒川町印鑑条例の一部改正につきましてご審議をお願い申し上げます。説明に当たりましては徳江課長が行いますので、よろしくお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、議案第27号 寒川町印鑑条例の一部改正についてご説明いたします。資料につきましては、タブレット資料の3ページ目をお開けいただければと思います。

初めに、条例改正の概要でございますが、既に本会議でもご説明させていただいておりますが、今回の一部改正は、セクシャルマイノリティをはじめとする多様性に配慮し、また行政における手続きの簡素化のため、印鑑登録申請事務等にかかる見直しを行い、性別に関する情報を省略するものです。

それでは、資料の新旧対照表で変更点を中心にご説明させていただきます。まず、第7条、印鑑登録原票に関する事項でございますが、第1項第7号に規定している性別を削除し、第8号及び第9号を1

号ずつ繰り上げます。

続きまして、第12条につきましては、第7条での変更点を踏まえ、第9号を第8号に改めます。

続きまして、第14条の印鑑登録証明書に関する事項でございますが、第1項第4号に規定している性別を削除し、第5号を第4号に改めます。

最後に附則でございますが、1といたしまして、この条例は令和3年7月1日から施行いたします。

2、経過措置といたしまして、この条例の施行前に登録を受けた印鑑にかかる印鑑登録原票及び印鑑証明書につきましては、なお従前の例によりまして性別の記載しているものとなってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳田委員。

【柳田委員】 1点確認の質問です。今回の改正で印鑑登録原票と印鑑登録証明書に関しての条文で性別欄を削除するとのことですが、印鑑登録する際の申請書だったり、再交付申請書だったり、印鑑登録証明書を取得する際の印鑑登録証明書交付請求書なども、同じように性別欄があると思うんですけど、これらの申請書とか請求書の性別欄は、印鑑条例を改正した後に削除されるのかどうかお伺いします。

【黒沢委員長】 ただいまの質疑に対する答弁をお願いします。

徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 今ご質問いただきました性別欄の関係でございます。先ほどもご説明の中で申し上げましたけれども、施行前までの部分につきましては、印鑑登録原票並びに印鑑証明書については性別欄が記載されたものという形になります。施行後につきましては、その部分を削除した形となりますので、登録の用紙並びに申請書の用紙も性別欄の記載のないものという形になります。

以上でございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

茂内委員。

【茂内委員】 1点確認させてください。令和3年7月1日から施行されるということですが、7月1日以降に登録した方は記載がないものだと思うんですが、それ以前に登録した方が7月1日以降に証明書をいただきたいと来た場合に、性別記載がないものをもし希望された場合はどうなりますか。

【黒沢委員長】 ただいまの質疑に対する答弁をお願いします。

徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 今のご質問でございますけれども、印鑑登録の原票自体には性別欄は残ります。それを証明書を発行するシステム上で表示されない形になります。ですので、7月1日以降については性別欄そのものがない形での証明書、全てそういう証明書という形になってまいります。

以上でございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を閉じさせていただきます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の総務常任委員会に付託された議案につきましては、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決に移っていく予定ですが、討論のための休憩時間というのはとったほうがよろしいでしょうか。このまま討論、採決に移ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 このまま討論、採決に移らせていただきます。

これより討論に入ります。議案第27号 寒川町印鑑条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方からお願いします。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

午前10時24分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年8月26日

委員長 黒 沢 善 行